

長寿第 1863 号  
平成25年1月15日

各指定通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部 長寿社会課長  
(公 印 省 略)

事業所外で指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合の取扱いについて

このことについて、平成19年7月2日付け、長寿第477号で通知をしているところですが、平成25年4月1日から新たに「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第62号。以下、「指定居宅サービス等条例」という。）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第65号。以下、「指定介護予防サービス等条例」という。）が施行されるので、平成25年4月1日以降に事業所外で指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合には、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」を遵守するよう、留意ください。

平成25年4月1日以降で、事業所外で指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合の留意点について、次のとおり、整理したので参考としてください。

## 記

○事業所外で指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合の留意点

- 1 あらかじめ通所リハビリテーション計画上に位置付けられていること。  
【指定居宅サービス等条例第140条第1号】  
【指定介護予防サービス等条例第126条第1号】
- 2 効果的な通所リハビリテーションが実施できること。  
【指定居宅サービス等条例第140条第3号】  
【指定介護予防サービス等条例第126条第2号及び第3号】
- 3 人員に関する基準を遵守すること。  
【指定居宅サービス等条例第137条】  
【指定介護予防サービス等条例第118条】  
(事業所内と事業所外のそれぞれに基準上の必要人員が配置されていること。特に医師の配置に留意すること。)
- 4 利用定員を遵守すること。  
【指定居宅サービス等条例第146条において準用する109条】  
【指定介護予防サービス等条例第124条において準用する第104条】
- 5 提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。  
【指定居宅サービス等条例第145条第2項第2号】  
【指定介護予防サービス等条例第123条第2項第2号】

(問1)	午前中はデイサービスセンターにおいて機能訓練等を実施し、午後から花見等戸外での活動等を行う場合は、戸外での活動部分については通所介護のサービスとならないのでしょうか。
(答)	通所介護サービスは、必ずしも事業所内での活動に限定されるものではなく、戸外での活動が、通所介護計画に機能訓練の一環として位置付けられ、かつ、訓練が適切に行われるものであれば、通所介護のサービスの対象として差し支えありません。

(問2)	OTや看護師が同行して、通所者の一部を貸し切りバス等で公園に連れて行き、一日過ごすメニューを実施した場合、通所リハビリの所定単位数を算定してもよいでしょうか。また、この場合バス代を別途徴収してよいでしょうか。
(答)	(問1)の要件を満たすものであれば、時節に合わせ、花見等を通所リハビリのサービスとして位置づけることは可能です。また、その際のバス代等は利用者の同意の下に、その他利用料として利用者から徴収できます。

(問3)	通所介護事業所の外での入浴(日帰り温泉等)で利用者の入浴を行った場合、入浴介助加算の算定を行うことが可能でしょうか。
(答)	算定できません。 事例のような特別の行事の場合は、介護保険外サービスとしてください。

(問4)	認知症高齢者に対し、買い物や散歩等の外出を日課として行うことは可能でしょうか。
(答)	認知症高齢者において、このような活動は必要に応じ実施すべきであり、通所介護計画に日課として位置づけた上で実施することは差し支えありません。

(問5)	平成15年6月17日付け、長寿第434号の通知により、別添参考様式が廃止されましたが、事業所外で行ったサービスについて、記録する必要はなくなったのでしょうか。
(答)	提供した具体的なサービスの内容等について記録する必要があります。 具体的には、業務日誌、利用者の個人記録等への記録が想定されます。